



# 食品営業許可証

住所 東京都港区虎ノ門3-18-19

氏名 ライフサプライ株式会社

(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称)

営業所所在地 茨城県土浦市西真鍋町1-32

営業所の名称、  
屋号又は商号 ライフサプライ株式会社北関東支社  
モトハシ事業部

営業の種類

そうざい・弁当類販売業

土保指令条第150018号

平成27年(2015年)02月09日 付けで申請のあつた上記営業は、茨城県食品衛生条例(昭和40年茨城県条例第41号)第6条第1項の規定により、次の条件を付けて許可する。

平成27年(2015年)02月17日

茨城県 土浦 保健所長 緒方 剛

許可の有効期間 平成27年(2015年)04月01日 から  
令和2年(2020年)03月31日 まで

その他の条件 変更書換交付 【1.5.20 承継届書換交付

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内(この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内、以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。